

◎新潟県告示第907号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定による海岸保全区域の指定（昭和54年6月29日新潟県告示第1499号）を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県農林水産部漁港課及び佐渡市農林水産部農林水産振興課において縦覧に供する。

令和6年8月23日

新潟県知事 花 角 英 世

1 海岸名

新潟県佐渡沿岸黒姫漁港海岸

2 指定区域

基点1から基点14までを順次結んだ線及び基点1と基点14を結んだ線により囲まれた区域。

基点15から基点20までを順次結んだ線及び基点15と基点20を結んだ線により囲まれた区域。

基点1 北緯38度13分41秒、東経138度29分48秒の点

基点2 基点1から189度52分21秒7.943メートルの点

基点3 基点2から189度25分32秒7.919メートルの点

基点4 基点3から200度42分10秒7.999メートルの点

基点5 基点4から208度59分49秒7.999メートルの点

基点6 基点5から215度39分39秒8.000メートルの点

基点7 基点6から222度13分54秒8.593メートルの点

基点8 基点7から227度25分24秒3.294メートルの点

基点9 基点8から263度44分41秒7.369メートルの点

基点10 基点9から240度47分19秒13.763メートルの点

基点11 基点10から250度12分16秒22.866メートルの点

基点12 基点11から198度44分42秒18.586メートルの点

基点13 基点12から125度42分30秒113.825メートルの点

基点14 基点13から18度57分55秒137.943メートルの点

基点15 北緯38度13分33秒、東経138度29分39秒の点

基点16 基点15から217度50分41秒85.240メートルの点

基点17 基点16から125度04分35秒80.244メートルの点

基点18 基点17から37度27分48秒84.351メートルの点

基点19 基点18から304度29分04秒36.044メートルの点

基点20 基点19から15度24分40秒14.506メートルの点

3 変更年月日

令和6年8月23日